



## 宮城県コンクリート診断士会（MCD）法人会員規約

1. 本規約は、宮城県コンクリート診断士会（以下、MCD）の法人会員（以下、MCD 法人会員）について定める。
2. MCD 法人会員は、コンクリートの診断業務に携わる企業とする。
3. MCD 法人会員は、MCD の会員が在籍する企業とする。
4. MCD 法人会員の年会費は2万円とする。
5. MCD 法人会員の「企業名と連絡先」は、「診断依頼を受けることが可能な企業」としてMCD のホームページ上に掲載する。
6. MCD 法人会員は、診断を依頼する者と診断内容、期間、費用などについて協議のうえ、受諾するか判断する。
7. MCD 法人会員は、診断依頼を引き受ける場合、MCD 事務局に依頼を引き受けたことの報告義務と依頼された診断業務に対する守秘義務を負うものとする。
8. 診断は診断業務を受諾したMCD 法人会員の責任で行うこととし、MCD はこの診断に関して責任を負うものではない。
9. MCD 法人会員は、MCD 主催の講習会に非会員を2名まで参加させることができる。

2015年4月30日制定

---